

第四次一括法案の閣議決定を受けて

平成26年3月14日
全国知事会

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第四次一括法案）」を閣議決定した。

本法律案は、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を内容とし、地方が自らの判断と責任において、住民や地域のニーズに応じた施策を推進することができる真の分権型社会の実現のために不可欠なものであり、関係者のご尽力に感謝する。

今後、国会において審議が尽くされ、早期に成立を期していただくとともに、事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を早期に進め、必要となる専門的知識や具体的な事務量を直ちに示すことを強く望む。

特に直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、今般の法案による改正事項に含まれていないが、都道府県単位の個別協議の前提であり、かつ、移譲受け入れの前提となるものであることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）2【国土交通省】（7）（iv）①から④の財源措置を確実に実現し、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じることが必要である。

あわせて、今後の地方分権改革の推進については、農地転用やハローワークなど、今回、移譲されなかった事務・権限についても、地方からの要望の強い分野を中心に、移譲する方向で検討を進めること、また、都道府県から政令市への権限移譲に当たっては、広域自治体と基礎自治体の役割分担を踏まえ、調和のとれた権限移譲を進めることを強く求める。